平成２２年（フ）第１７６６号
京都市山科区上花山講田町１番地４
債務者　鳥居　　保
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８００号
京都府向日市上植野町堂ノ前５番地の３　イトーピア向日Ｃ棟335
債務者　長　　聰
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０１号
京都市中京区西ノ京中御門東町93番地
債務者　西池　浩一
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０２号
京都市中京区西ノ京中御門東町93番地
債務者　西池京子こと　李　　京任
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８４９号
兵庫県西宮市山口町船坂659番地３ハイツ船坂203号
債務者　村上　泰蔵
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８７６号
兵庫県西宮市泉町１番37―304号　松原一郎方、住民票上の住所兵庫県西宮市弓場町３番１―406号
債務者　松原久美子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９３５号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目11番１―1101号、前住所大阪市中央区島之内２丁目９番３号竹屋ビル302号
債務者　澁谷眞弓美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９４１号
兵庫県尼崎市立花町１丁目10番17号　アーチ立花207
債務者　通井　和子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９５３号
兵庫県西宮市津門大塚町４番15―104号
債務者　藤井知英子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９５９号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目17番地の17毎日新聞方
債務者　安部　政広
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７８８号
兵庫県姫路市安富町長野388番地９アピアＹＡＳＵＴＯＭＩ218号
債務者　植木　智里
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５０３号
奈良県天理市川原城町530番地　天理教高知大教会信者詰所、住民票上の住所大阪府高槻市城南町１丁目13番６号
債務者　岩田真由子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５１０号
奈良市六条西１丁目２番５―504号
債務者　兒玉　幸夫（旧名邦夫）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５４７号
奈良市六条西３丁目17番５号
債務者　山浦　英之
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５６０号
奈良県天理市乙木町577番地１　乙木ハイツＡ―107
債務者　刀禰ひさこ（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１６２号
鳥取県境港市上道町3337番地
債務者　山岡　満里
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１７９号
鳥取県米子市中島１丁目12番11号　ファミール中島102号、住民票上の住所鳥取県米子市両三柳4578番地２
債務者　永岡　康功
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第５８４号
広島県大竹市立戸１丁目３番12の201号
債務者　渕上　正和
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部